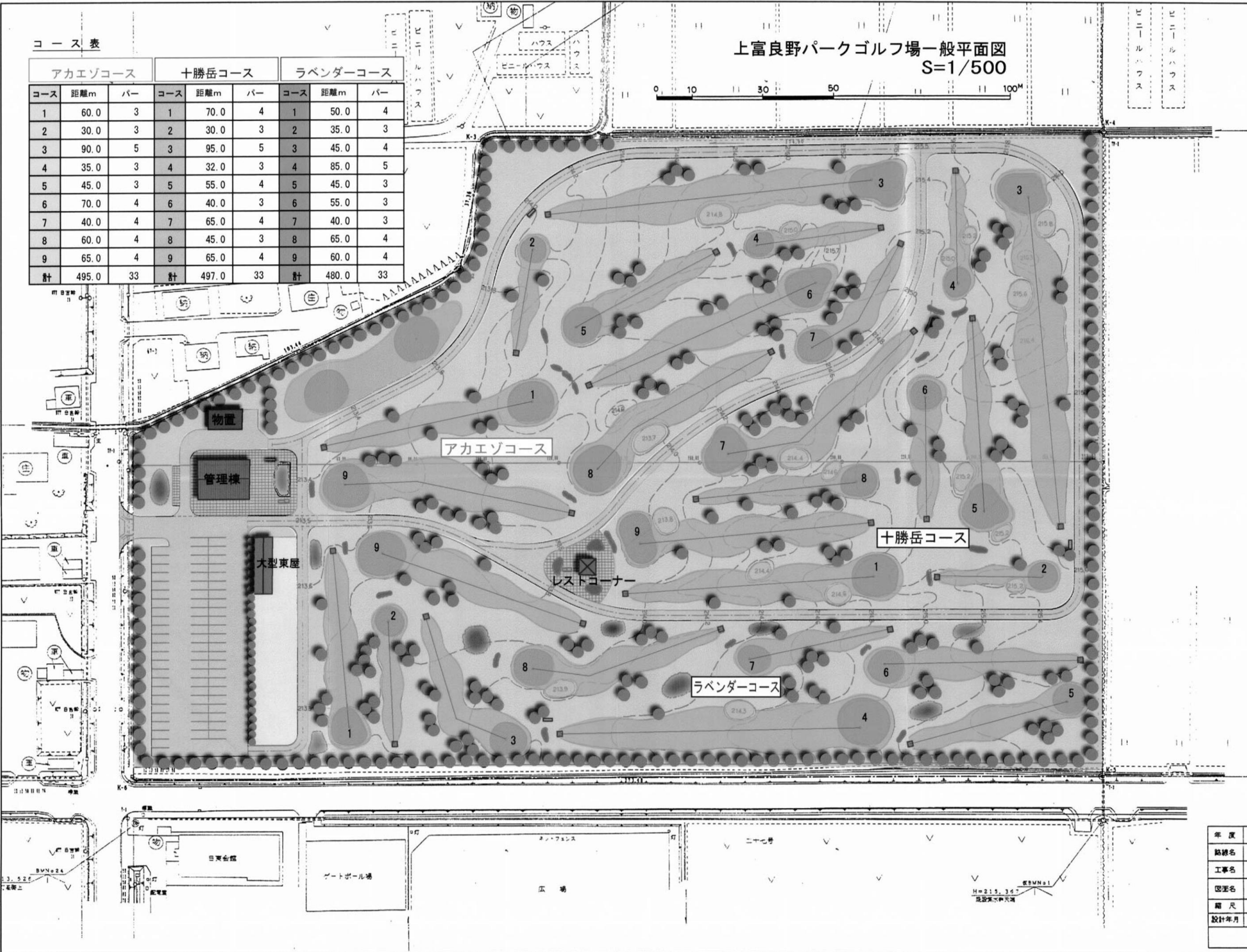
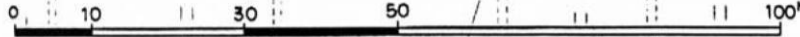


コース表

アカエゾコース			十勝岳コース			ラベンダーコース		
コース	距離m	パー	コース	距離m	パー	コース	距離m	パー
1	60.0	3	1	70.0	4	1	50.0	4
2	30.0	3	2	30.0	3	2	35.0	3
3	90.0	5	3	95.0	5	3	45.0	4
4	35.0	3	4	32.0	3	4	85.0	5
5	45.0	3	5	55.0	4	5	45.0	3
6	70.0	4	6	40.0	3	6	55.0	3
7	40.0	4	7	65.0	4	7	40.0	3
8	60.0	4	8	45.0	3	8	65.0	4
9	65.0	4	9	65.0	4	9	60.0	4
計	495.0	33	計	497.0	33	計	480.0	33

上富良野パークゴルフ場一般平面図  
S=1/500



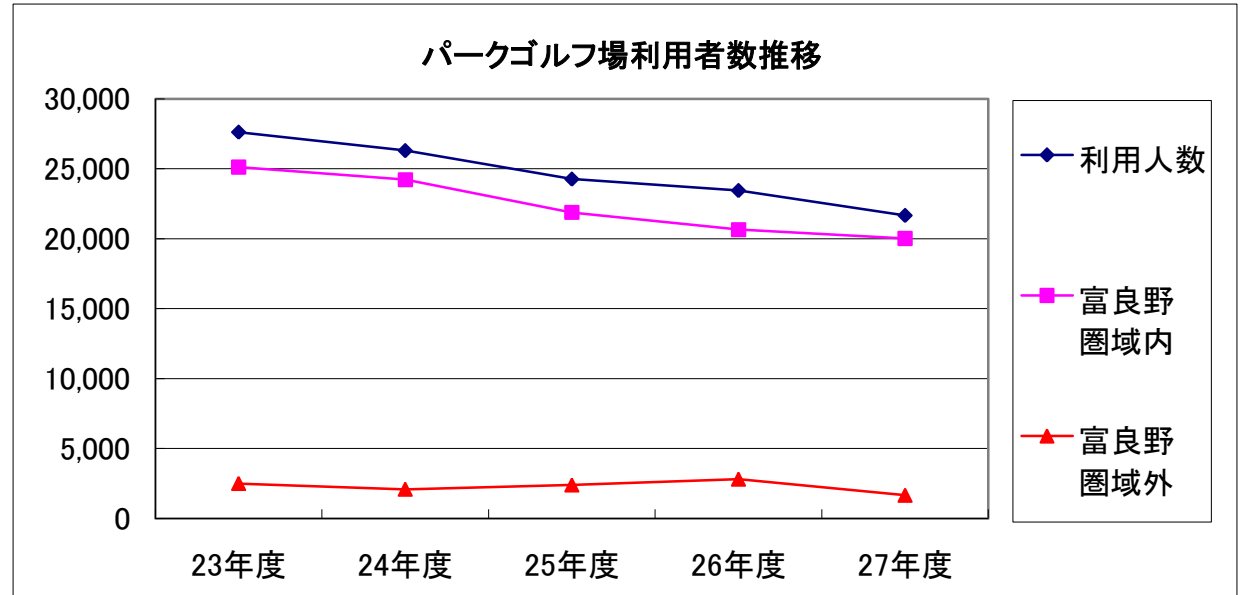
年度	平成 12 年度	
路線名		
工事名	上富良野パークゴルフ場建設工事	
図面名	計画平面図	
縮尺	1:500	図面番号
設計年月	平成 年 月	
上富良野町役場		



上富良野町パークゴルフ場の運営状況（平成23年度～平成27年度）

パークゴルフ場利用者推移

年度	利用人数	富良野圏域内	富良野圏域外
23年度	27,625	25,128	2,497
24年度	26,304	24,219	2,085
25年度	24,270	21,882	2,388
26年度	23,451	20,647	2,804
27年度	21,672	20,020	1,652



利用券別推移(圏域内)

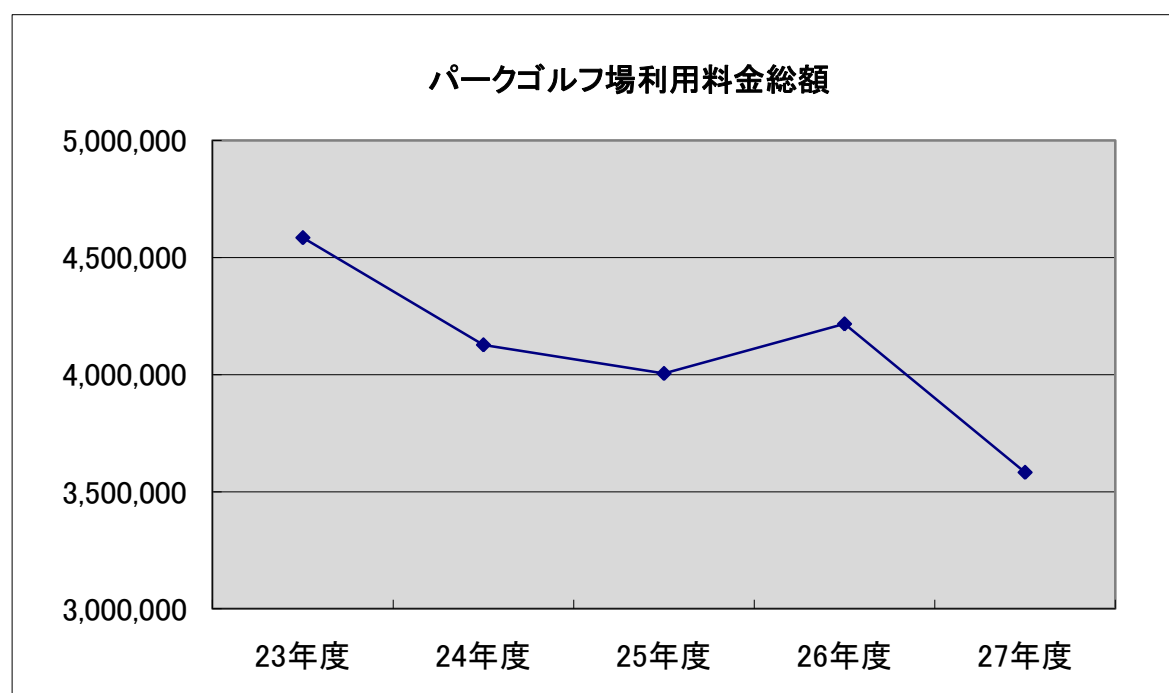
年度	1日券				シーズン券		回数券		免除
	高校生以下	高校生以下(5割免除)	18歳以上	18歳以上(5割免除)	一般	一般(5割減免)	一般	一般(5割減免)	
23年度	46	0	2,620	283	17,197	2,590	2,235	50	107
24年度	95	0	2,225	172	16,737	2,272	2,124	62	532
25年度	38	0	2,007	110	15,000	1,954	2,296	45	432
26年度	28	0	1,895	137	13,957	1,584	2,434	59	553
27年度	41	0	1,968	192	13,912	1,512	2,017	33	345

利用券別推移(圏域外)

年度	1日券		シーズン券		回数券
	高校生以下	18歳以上	身障者	一般	
23年度	167	1,645	0	0	685
24年度	122	1,512	0	0	451
25年度	322	1,467	0	0	599
26年度	97	1,721	0	0	986
27年度	66	1,175	0	0	411

パークゴルフ場利用料金の推移

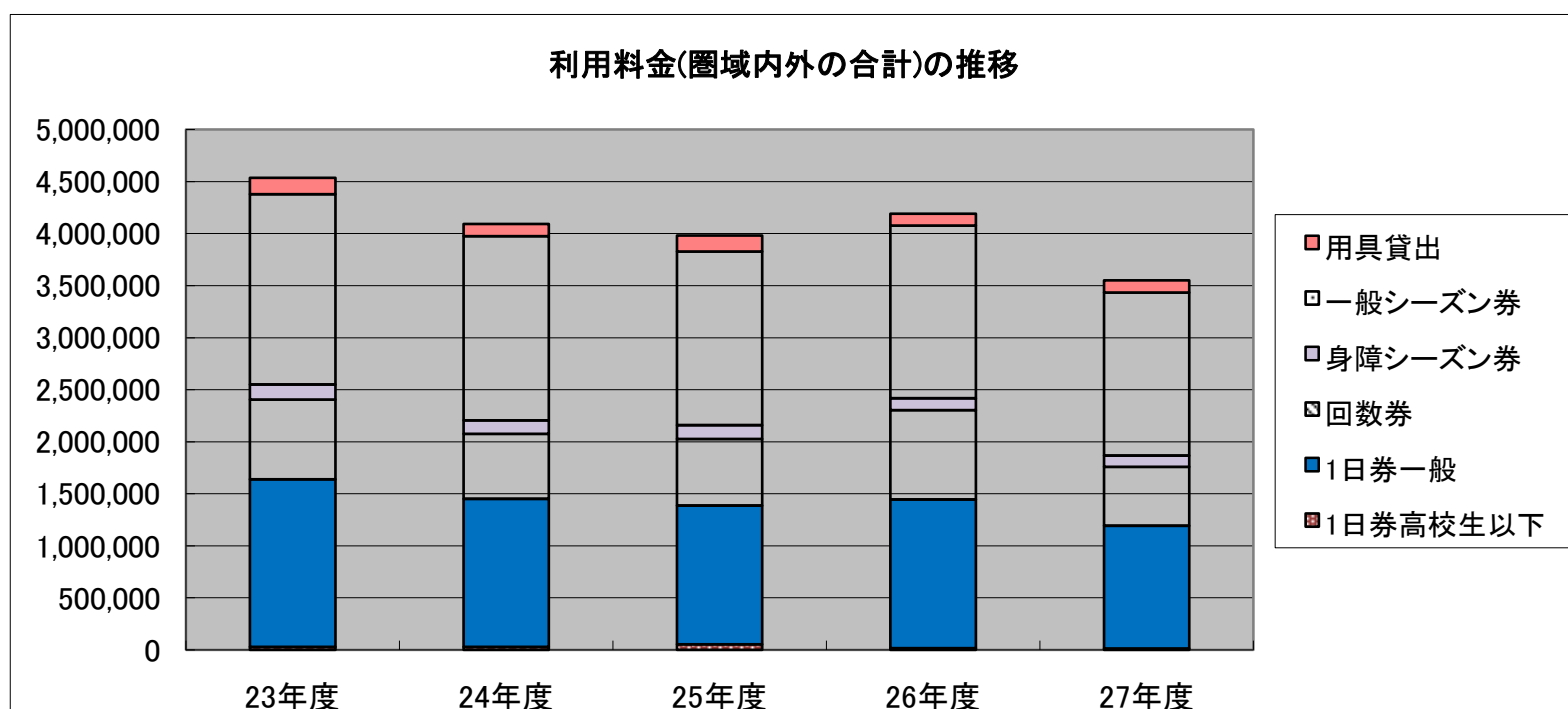
年度	利用料金総額
23年度	4,584,300
24年度	4,127,100
25年度	4,005,000
26年度	4,216,400
27年度	3,583,200



年度	富良野圏域内 利用料金の推移					
	1日券高校生以下	1日券一般	回数券	身障シーズン券	一般シーズン券	用具貸出
23年度	4,600	786,000	528,000	145,000	1,830,000	156,200
24年度	9,500	667,500	486,000	130,000	1,770,000	117,000
25年度	3,800	602,100	465,000	130,000	1,670,000	152,800
26年度	2,800	568,500	546,000	115,000	1,660,000	112,000
27年度	4,100	590,400	438,000	105,000	1,570,000	116,000

年度	富良野圏域外 利用料金の推移					
	1日券高校生以下	1日券一般	回数券	身障シーズン券	一般シーズン券	用具貸出
23年度	25,050	822,500	238,500	0	0	0
24年度	18,300	756,000	139,500	0	0	0
25年度	48,300	733,500	175,500	0	0	0
26年度	14,550	860,500	310,500	0	0	0
27年度	9,900	587,500	130,500	0	0	0

年度	利用料金別 圏域内外合計の推移					
	1日券高校生以下	1日券一般	回数券	身障シーズン券	一般シーズン券	用具貸出
23年度	29,650	1,608,500	766,500	145,000	1,830,000	156,200
24年度	27,800	1,423,500	625,500	130,000	1,770,000	117,000
25年度	52,100	1,335,600	640,500	130,000	1,670,000	152,800
26年度	17,350	1,429,000	856,500	115,000	1,660,000	112,000
27年度	14,000	1,177,900	568,500	105,000	1,570,000	116,000



年度	売店・自動販売機使用料	指定管理収支報告			
		収入		支出	差引
		利用料	管理料	管理経費	収支決算
23年度	230,435	4,584,300	4,100,000	8,869,966	44,769
24年度	175,205	4,127,100	3,900,000	8,158,761	43,544
25年度	161,234	4,005,000	3,900,000	8,002,217	64,017
26年度	552,670	4,216,400	4,011,428	8,512,285	268,213
27年度	154,035	3,583,200	4,011,428	7,698,968	49,695

指定管理収支報告 支出内訳

支出項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
人件費	5,824,463	5,295,855	5,314,982	5,450,353	5,132,249
業務諸費	3,045,503	2,862,906	2,687,235	3,061,932	2,566,719
計	8,869,966	8,158,761	8,002,217	8,512,285	7,698,968

業務諸費内訳

修繕費	381,008	327,431	381,577	438,399	465,446
備品費	293,621	142,753	135,662	199,314	98,288
(通信費)	51,921	84,993	92,393	94,039	57,228
(雑費)	110,111	51,878	39,134	103,326	34,799
(事務用品等)	131,589	5,882	4,135	1,949	6,261
設備費	973,843	845,401	575,054	821,319	679,537
(水道光熱費)	446,500	432,135	419,558	544,757	505,015
(燃料費)	325,898	287,582	155,496	267,533	173,032
(車両費)	0	125,684	0	9,029	1,490
(その他)	201,445	0	0	0	0
その他	1,397,031	1,547,321	1,594,942	1,602,900	1,323,448
(消耗品費)	1,031,674	1,220,158	1,241,494	1,380,301	1,089,540
(広告宣伝費)	260,362	190,983	331,368	184,231	208,828
(賃借料)	104,995	70,770	0	0	0
(交際費)		15,000	12,000	16,500	15,000
(租税公課)		4,000	0	4,400	0
(会費)		46,410	10,080	17,468	10,080

## 上富良野町パークゴルフ場の施設にかかる利用料金体系

## 別表 2 (第 9 条第 1 項関係)

パークゴルフ場使用料の範囲

使用区分		使用者区分	
		圏域内在住者	圏域外在住者
高校生以下	一日券	100 円以内	150 円以内
一般	一日券	300 円以内	500 円以内
	回数券(15 枚)	3,000 円以内	4,500 円以内
	シーズン券	10,000 円以内	15,000 円以内
用具貸出(クラブ・ボール1セットにつき)		200 円以内	

- 備考 1 シーズン券の有効使用期間は、当該年の 4 月 29 日から 11 月 3 日までの間とする。
- 2 用具貸出は、クラブ及びボール 1 つずつを 1 セットの単位とし、いずれかの場合は 1 セットとして扱う。
- 3 別表 1 (第 8 条関係)に定める開設期間以外の使用料金の範囲は、1 日券及び用具貸出のみとする。
- 4 表中「圏域」とは、本町及び富良野市、中富良野町、南富良野町、占冠村をいう。

## 別表 3 (第 9 条第 2 項関係)

第 6 条第 1 項の行為の許可による使用料

単位	期間	金額
面積 1 m <sup>2</sup>	1 月	1,575 円
	1 日	84 円

- 備考 1 面積 1 m<sup>2</sup>未満の端数は、1 m<sup>2</sup>とみなす。
- 2 電気設備又は水道設備を使用した場合の使用料の額は、本表の使用料の額に電気若しくは電力料金又は水道料金に相当する額を加算した額とする。

## 上富良野町パークゴルフ場の管理運営業務処理要綱

- 1 上富良野町パークゴルフ場の管理及び運営に関する業務は、この要綱に基づき実施するものとする。
- 2 この要綱は、業務処理の大要を示すものであるが、この要綱に定めのない事項であっても、協定書及び仕様書の範囲内において実施するものとする。
- 3 開設期間は、仕様書の定める期間とする。  
定休日は定めないが、天候の状況(強い雨、風、雷等)により、一時使用を中止することがある。
- 4 開設時間は、午前6時から日没までを基本とするが、利用者の状況に応じて、時季により変更することができる。受付の終了時間は、コース終了時間の1時間前とする。
- 5 受付事務の従事者数は常時1名とする。
- 6 作業員及び受付事務員は、清潔な服装を着用し、名札をつけて勤務することとし、来客、問い合わせ等に対する態度及び言動に十分留意するとともに事故防止に努めるものとする。
- 7 管理運営業務の内容
  - (1) 作業員の主な業務
    - ア オープン前に樹木・表示板・ベンチ・大型東屋の冬囲いの取り外しをする。
    - イ コース内にスタート台・ホールカップ・フラッグ・バンカーレーキ・防球ネット・灰皿等を設置する。
    - ウ 芝の維持管理作業として、芝刈り・施肥・散水・除草・目土散布・防除等をする。
    - エ コース内の樹木・花壇の剪定及び花壇の草取りをする。
    - オ 物置の機械器具等の整理整頓と大型東屋の清掃及び使用する機械・工具等の始業点検をし、使用後は整備する。
    - カ 作業日誌を作成し、月初めに提出する。
    - キ クローズ後の後片付けをする。
    - ク 冬期間、建物屋根の雪降ろしをする。
    - ケ 積雪の状況により、融雪剤を散布する。
    - コ その他、環境整備に必要な事項。
  - (2) 受付事務員の主な業務
    - ア 管理棟の維持管理に関すること。
    - イ 利用者の受付け業務に関すること。
    - ウ 利用料金の徴収及び利用料金の免除事務に関すること。
    - エ 利用人員集計表と利用料金集計表を作成し、翌月の10日までに提出すること。
    - オ その他、必要に応じて指示する事項

上富良野町パークゴルフ場  
指定管理業務仕様書

上富良野町

# 上富良野町パークゴルフ場の指定管理業務の仕様書

上富良野町パークゴルフ場の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、関係法令等によるほか、この仕様書によるものとする。

## 1 趣旨

本仕様書は、上富良野町パークゴルフ場の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

## 2 上富良野町パークゴルフ場の管理運営に関する基本的な考え方

### (1) この施設の性格

上富良野町パークゴルフ場は、町民の健康増進とスポーツ振興を目的として設置され、多くの利用者が町内外を問わず連日訪れ、パークゴルフを楽しみ交流を深めている施設です。

さらに、指定管理者制度導入により民間の活力を得ることで、施設をより効率よく効果的な運営が期待でき、ひいては利用者サービスの向上が期待できる施設です。

### (2) 運営の方針

上記の性格を念頭に、次に掲げる項目に沿って施設の運営を行うこと。

ア 上富良野町パークゴルフ場は、町民の健康増進とスポーツ振興を目的として設置されたことに基づき施設の運営を行うこと。

イ 利用者や地域住民の意見要望を運営に反映させること。

ウ 個人情報保護を徹底すること。

エ 効率的で効果的な運営を行うこと。

オ 利用者には公平に接し特定の個人や団体などに、有利あるいは不利になるような取扱いをしないこと。

## 3 施設の概要

(1) 名称 上富良野町パークゴルフ

(2) 所在地 上富良野町基線北 27 号

### (3) 施設概要

ア 供用開始 平成 15 年 4 月から

イ 面積 44,387 m<sup>2</sup> (芝生面積 : 34,657 m<sup>2</sup>)

ウ 施設内容 パークゴルフ場 3 コース (27 ホール)、管理道路ほか  
附属施設 : 管理棟 (99 m<sup>2</sup>)、東屋 (58 m<sup>2</sup>)、駐車場、物置、プレハブ  
ハウス 1 棟、花壇

## 4 開設期間及び開設時間

開設期間は、毎年 4 月 29 日から 11 月 3 日までとし、積雪の状況によっては上富良野町教育委員会 (以下、委員会という。) と協議し変更することができる。

定休日の定めはないが、天候等の状況により、一時使用を中止することができる。

開設時間は、午前 6 時から日没までを基本とするが、季節により変更することができ、場内に開設時間を掲示すること。

受付の終了時間は、コース終了時間の 1 時間前とする。

## 5 指定期間 (予定 議決事項)

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで (5 年間) とする。ただし、管理を継続することが妥当でないとき、指定管理者の指定を取り消すことがある。



(指定期間は、議会の議決事項であるため、議決をもって確定する。)

## 6 法令等の遵守

上富良野町パークゴルフ場の管理にあたっては、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)
- (2) 上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例  
(平成 14 年 9 月 25 日条例第 18 号)
- (3) 上富良野町個人情報保護条例(平成 13 年上富良野町条例第 2 号)
- (4) 上富良野町情報公開条例(平成 13 年上富良野町条例第 1 号)
- (5) 上富良野町行政手続条例(平成 9 年上富良野町条例第 6 号)

指定期間中に上記法令に改正があったときは、改正された内容を仕様とする。

## 7 指定管理者が行う業務内容

(1) 施設の運営は、利用料金及び町からの管理経費をもって運営することを基本とする。

(2) 職員に関すること

ア 施設の管理運営業務を行う主任者を 1 名配置するほか、受付には 1 名以上の従事者を常に置くこと。

なお、職員採用にあつては、上富良野町内に住所を有する者を優先すること。

特別の事情については、その都度協議すること。

イ 職員の勤務形態は、施設の管理運営に支障ないよう定めること。

ウ 施設の管理運営に必要な人員は、指定管理者において配置する。

芝生の生育管理などを行うため、造園施工技術者など専門的な知識及び技術を要するものを配置する。ただし、自ら配置することが困難なときは、委員会の承認を得て業務能力を有するものに委託することができる。

エ 作業員及び受付事務員は、清潔な服装を着用し、名札をつけて勤務することとし、来客、問い合わせ等に対する態度及び言動に十分留意するとともに事故防止に努めるものとする。

オ 施設管理作業員の主な業務は、次のとおりとする。

- ①オープン前には、樹木・表示板・ベンチ・大型東屋の冬囲いの取り外しを行う。  
コース内にスタート台・ホールカップ・フラッグ・バンカーレーキ・防球ネット・灰皿等の設置を行う。
- ②芝の維持管理は、別紙 1「芝維持管理仕様書」及び別紙 2「芝維持管理作業日程表」により適期に作業を行う。
- ③コース内の樹木・花壇の植栽・剪定及び花壇の草取りを行う。
- ④物置の機械器具等の整理整頓と大型東屋の清掃及び使用する機械・工具等の始業点検をし、使用後は整備を行う。
- ⑤作業日誌を作成し、保管を行う。
- ⑥クローズ後には、樹木・表示板・ベンチ・大型東屋の冬囲いを行う。  
コース内にスタート台・ホールカップ・フラッグ・バンカーレーキ・防球ネット・灰皿等の格納を行う。
- ⑦冬期間、建物屋根の雪降ろしを行う。
- ⑧積雪の状況により、コースに融雪剤の散布を行う。
- ⑨その他、施設の維持管理に必要な業務を行う。

カ 受付事務員の主な業務は次のとおりとする。

- ①管理棟の清掃など維持管理を行う。
- ②利用者の受付業務を行う。

- ③利用料金の徴収及び利用料金の免除事務を行う。
  - ④利用人員集計表と利用料金集計表を作成し、保管を行う。
  - ⑤その他、受付事務に必要な業務を行う。
- (3) 施設及び設備に関すること。
- ア 特に事情のない限り、施設が正常に利用できる状態を維持する。
  - イ 施設の建物、工作物及び物品の修理は、指定管理者の負担において行うこととする。ただし、施設の更新及び大規模修繕については、計画書を作成し、委員会と協議する。
  - ウ 施設の維持管理に必要な消耗品、物品の購入及び支払いに関すること。
  - エ 光熱水費（電気料、上下水道料）及び燃料代等支払いに関すること。
- (4) 利用料金の収受に関すること。
- (5) シーズン券の販売に関すること。
- (6) 指定期間内の施設使用料は、無償とする。
- (7) 利用者の安全対策、救命救急対応、個人情報保護等について職員の研修を行い適切な体制整備を図ること。

## 8 経理・運営状況及び収支状況報告等

- (1) 利用料金収入等の取り扱い
- 施設の管理・運営にあたっては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく「利用料金制」を採用する。よって、指定管理者は上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例第 14 条で規定する利用料金を収入として収受し、施設の管理運営費に充て、施設の利用を促進し収入の確保を図る必要がある。
- また、利用料金以外の人的サービス及び物販等に係る料金は、別途指定管理者が定め収入とすることができる。
- (2) 利用料金の減額及び免除
- 上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例により、あらかじめ委員会の定めた基準に従い、利用料金を減額又は免除することができる。
- (3) 運営状況及び収支状況の報告
- ア 運営状況報告：施設の運営状況を「上富良野町パークゴルフ場運営状況報告書」（別記様式第 1 号）により、翌月の 10 日まで報告すること。
  - イ 収支状況報告書：施設の収支状況を「上富良野町パークゴルフ場収支状況報告書」（別記様式第 2 号）により、事業年度終了後 30 日以内に事業報告を添付して委員会へ報告すること。
- (4) 自己評価の報告
- 指定管理者の指定申請時に提出の業務計画書及び管理運営に関する収支計画書に相對した自己評価を行い、「管理運営に関する自己評価調書」（別記様式第 3 号）により、毎事業年度終了後 30 日以内に委員会へ報告すること。
- (5) 経理規定
- 指定管理者は、経理規定を策定し、経理事務を行うこと。
- (6) 立入検査
- 委員会は、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うこととする。

## 9 物品の貸与及び帰属等

- (1) 町の所有に属する備品等（別紙 3 の 1～3）については、無償で貸与する。ただし、それに係る保険費用及び修理費用並びに更新は指定管理者の負担とする。
- なお、貸与備品等は、指定管理業務終了後において点検整備のうえ返却すること。
- (2) 指定管理者が指定期間中に管理運営経費により購入した備品等は、町の所有に属す

るものとする。

- (3) 指定管理者が、管理運営費によらないで購入または調達した備品等は指定管理者の所有に属するものとする。

## 10 指定期間満了後の事務引継ぎ

指定管理者は、その指定期間満了時において、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう引継ぎを行うこととする。

## 11 事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置として、委員会は指定管理者の指定を取り消すこととする。この場合、町に生じた損害は指定管理者が賠償することとする。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、施設の管理運営業務を遂行できるように、引き継ぎを行うものとする。
- (2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合の措置  
災害その他の不可抗力、町及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、事業継続の可否について協議するものとする。  
なお、一定期間内に協議が整わない場合、指定管理者の協定を解除できるものとする。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、施設の管理運営業務を遂行できるように、引継ぎを行うものとする。
- (3) 施設の管理運営上のリスク対応  
施設運営上の瑕疵に原因があつて事故が発生した場合に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険に加入すること。

## 12 原状回復

指定管理者は、指定期間の満了、指定が取り消された場合、協定を解除された場合は、委員会の指示に基づき、施設を現状に復して引き渡さなければならない。ただし、指定管理者が委員会の承諾を得て行なった箇所、委員会が行なった機能向上の箇所及び委員会が特に必要であると認める箇所については、この限りでない。

## 13 その他

本仕様書に記載のない事項については、委員会と協議を行うこと。

## 上富良野町パークゴルフ場芝維持管理仕様書

パークゴルフ場は、常に良好な状態に保ち、来場者が楽しくプレーできる施設づくりを行う。

- 1 刈り込み（芝の分けつを促進して、芝密度を高め芝の節間を短くする。）
  - ・芝の刈り込み高さ
  - ・春、夏、秋      グリーン 2 cm 程度、ラフ 10cm 程度  
                         フェアウェイ 3 cm 程度
  - ・10月から      グリーン 2 cm 程度、ラフとフェアウェイ 3 cm 程度
  - ・芝は、5月から10月まで成長するのでグリーンとフェアウェイは2日に1回は刈り込みをする。
  - ・ラフは、1週間に1度以上は刈り込みをする。
  - ・特に、6月から8月は生育が旺盛なので刈り込み回数を増やす。
  - ・刈り取った芝は、除去し集積処理をする。
  - ・芝が雨などで濡れているときは、刈り込みは極力やめる。
  - ・草刈機械の刃が切れなくなると、切り口が乱雑になり見栄えも悪くなり病気にもなりやすいので、刈り刃を研磨して良好な状態で刈り取りをする。
  - ・降雪前には、雪腐れ予防のため芝を短く刈り込みをする。
- 2 目土かけ（芝面の凹凸を無くして、新芽が成長しやすい環境を作る。）
  - ・目土を散布して、レーキなどで芝の根元にすり込むようにする。
  - ・目土かけは、必ず芝を刈り込んだ後で作業をする。
- 3 施肥の仕方（葉の成長や根の張りをよくし、芝の密度を高める。）
  - ・芝の状態を見て、少量ずつ適期に平均に散布し肥料やけに注意をして施肥する。
  - ・高度化成肥料は1㎡あたり約30グラム、普通化成肥料と有機肥料は1㎡あたり約50グラムを目安として施肥する。
  - ・肥料散布の準備作業は、芝生の外で行う。
- 4 除草（雑草の繁殖は、芝生を退化させる。）
  - ・クローバー、タンポポ、ダイオウなど雑草を発見した場合は、フォーク等で抜き取る。
  - ・除草剤を散布する場合は、薬品の説明に従い用法容量等に注意して適切に使用する。
  - ・除草剤を使用した場合は、利用者に知らせて安全に配慮する。
- 5 水やり（生育期には、多くの水を必要とする。）
  - ・水やりを頻繁に行うと、地表近くで水を吸収するため、根浅になり干ばつなどに耐えられなく枯れてしまうので、水のやりすぎに注意をする。
  - ・降水がなく高温が続くとき又は日中は、土も高温になり温水となるので日の出前か日没後の土が冷えているときに行う。
- 6 芝生が傷む場合
  - ・人が歩く場所は芝生が傷んでくるので、状況を見てプランターを置くなど同じ場所を通らないように処置をする。
  - ・完全に芝が枯れた場合は、種を蒔くか張り芝をして補修をする。

パークゴルフ場芝維持管理作業日程表

	4月			5月			6月			7月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
施肥		適時 堆肥 化成肥料	→		→	化成肥料	→	→				
散水							適時	→	→	→	→	→
除草					散布 (人力・機械)	→						→
目土					必要の都度適時	→	→	→	→			
芝刈込み			グリーン 2cm フェアウェイ3cm ラフ 10cm	→								→
防除					病虫害防除	→	→	→	→	→	→	→
その他	融雪剤散布 除雪・屋根の 雪下ろし	オープン準備 冬囲いの撤去 機械点検整備									芝路圧 擦り切れ部分に 芝播種	

	8月			9月			10月			11月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
施肥				化成肥料	→	→	→	→				
散水	適時	→	→									
除草	散布 (人力・機械)	→	→									→
目土		必要の都度適時	→	→	→	→	→	→				
芝刈込み	グリーン 2cm フェアウェイ3cm ラフ 10cm	→	→	→	→	→	降雪前短く刈込み グリーン 2cm 全面 3cm	→	→	→	→	→
防除	病虫害 対策	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	雪腐れ防除
その他		芝路圧 擦り切れ部分に 芝播種						芝路圧 擦り切れ部分に 芝播種		芝路圧 擦り切れ部分に 芝播種	冬囲い、 越冬準備	

別紙2



## パークゴルフ場備品一覧 (第I種)

芝管理用

備品台帳登録あり

No.	品名	数量	単価	購入金額	購入年月日
1	乗用芝刈機(リール式)	1	1,535,850	1,535,850	14.6.21
2	乗用芝刈機(ロータリー式)	1	1,954,800	1,954,800	28.8.24
3	自走芝刈機(リール式)	1	427,000	427,000	14.6.21
4	自走芝刈機(ロータリー式)	2	149,800	299,600	14.6.21
5	ラッピングマシーン	1	91,000	91,000	14.6.21
6	刈払機(肩掛式)	2	52,500	105,000	14.6.21
7	動力噴霧器(自走式)	1	238,500	238,500	14.6.21
8	水タンク	1	17,250	17,250	14.6.21
9	高圧洗浄機	1	112,200	112,200	14.6.21
10	散水装置一式	1	1,215,000	1,215,000	14.7.30
11	散水ホース 大	19	散水装置部品		14.7.30
12	散水ホース 小	9	散水装置部品		14.7.30
13	散水ジョイント	多数	散水装置部品		14.7.30
14	スプリンクラー(台車付)	6	散水装置部品		16.4.10
15	肥料散布機	1	272,000	272,000	14.8.19
16	乗用目土散布機	1	1,517,000	1,517,000	14.8.19
17	アルミブリッジ	1	19,800	19,800	14.7.26
18	水槽	1	5,270	5,270	14.7.26
19	背負噴霧器	2	12,360	24,720	14.7.26
20	リヤカー	1	43,700	43,700	14.10.28
21	エアコンプレッサー	1	277,315	277,315	16.4.10
22	インパクトドライバー	1	26,500	26,500	16.4.10
23	散水用スプリンクラー(台車付)	2	150,900	150,900	16.4.10
24	水タンク(500L)	1			16.4.10
25	コンプレッサー	1		277,315	16.4.10
26	空気ノズル	3	コンプレッサー部品		16.4.10
27	回転台付エアリアル(30m)	1	コンプレッサー部品		16.4.10
28	エアホース(20m)	1	コンプレッサー部品		16.4.10
29	インパクトドライバー(日立)	1		26,500	16.4.10

大型東屋

No.	品名	数量	単価	購入金額	購入年月日
1	ベンチ	8	47,250	378,000	14.10.22
2	テーブル	2	43,575	87,150	14.10.22.
3	コース内東屋テーブル	4	60,500	252,000	14.7.30
4	書棚(木製6段)	1	高校から移管		15.9.9
5	書棚(木製3段)	1	高校から移管		15.9.9
6	書棚(スチール2段)	1	高校から移管		15.9.9
7	ロッカー(12個口)	3	高校から移管		15.9.9
8	木製テーブル	1	高校から移管		15.9.9

## パークゴルフ場備品一覧 (第I種)

管理棟

No.	品名	数量	単価	購入金額	購入年月日
1	自動券売機	1	1,033,200	1,033,200	14.10.30
2	キッチンケース	1	19,073	19,073	14.10.22
3	ワゴン(引き出し)	1	18,760	18,760	14.10.25
4	書棚	1	19,340	19,340	14.10.25
5	掃除用具箱	1	15,435	15,435	14.10.22
6	月予定表(壁掛けタイプ)	1	14,070	14,070	14.10.22
7	月予定表(軽量壁掛けタイプ)	1	7,276	7,276	14.10.22
8	ビジネスチェア	1	10,700	10,700	14.10.22
9	パウチ	1	14,070	14,070	14.10.22
10	ロッカー(6人用)	1	26,750	26,750	14.10.25
11	ロッカー(3人用)	1	21,300	21,300	14.10.25
12	ロビー用イス	4	20,720	82,880	14.10.25
13	センターテーブル	1	18,963	18,963	14.10.25
14	PCラック	1	21,000	21,000	14.12.3
15	会議用テーブル	1	23,300	23,300	14.12.3
16	テレビ(21型)	1	28,000	28,000	23.5.27
17	FAX付電話	1	24,833	24,833	14.12.6
18	掃除機	1	36,000	36,000	14.12.6
19	冷蔵庫	1	18,166	18,166	14.12.6
20	ファンヒーター	1	39,044	39,044	14.12.6
21	寄付採納者看板	1	65,100	65,100	14.7.30
22	案内掲示板(料金表)	1	38,850	38,850	14.7.30
23	案内板等(コース利用不可)	3		43,785	14.7.30
24	管理棟表示板	1	87,150	87,150	14.7.30
25	レストコーナー	4台	60,000	252,000	14.11.13
26	時計	1	12,000	12,000	14.11.26
27	時計	1	18,000	18,000	15.5.7
28	利用案内板	1	18,900	18,900	15.3.28
29	利用案内板	1	38,850	38,850	15.3.28
30	コース状況案内板	1	9,450	9,450	15.3.28
31	コース状況不可板	1	15,435	15,435	15.3.28
32	寄贈者一覧板	1	65,100	65,100	15.3.28
33	管理棟表示板	1	87,150	87,150	15.3.28
34	自動体外式除細動器	1	年間リース	68,688	28.4.26

## パークゴルフ場備品一覧 (第I種)

## 放送設備

No.	品名	数量	単価	購入金額	購入年月日
1	PAアンプ	1	63,700	63,700	14.10.23
2	CDプレーヤー	1	19,350	19,350	14.10.23
3	チャイム付マイク	1	17,550	17,550	14.10.23
4	ダイナミックマイクロホン	1	9,100	9,100	14.10.23
5	4音チャイムユニット	1	8,775	8,775	14.10.23
6	床上マイクスタンド	1	7,150	7,150	14.10.23
7	卓上マイクスタンド	1	3,575	3,575	14.10.23
8	ワイヤレスアンプ	1	107,900	107,900	14.10.23
9	ワイヤレスマイク	2	27,950	55,900	14.10.23

## その他

No.	品名	数量	単価	購入金額	購入年月日
1	テント	2	94,400	188,800	14.11.28
2	コース表示板	3	30,975	92,925	14.8.23
9	スーパーハウス(協会寄贈)	1	PG協会寄贈		16.5.6
4	ロッカー3連(作業員休憩舎)	1	高校移管		15.9.9

上富良野町パークゴルフ場の管理業務経費項目

資料6

開設期間 2017/04/1～2018/03/31

科目	名称	内容	数量	単位	単価	金額	備考	
人件費	軽作業員	開設準備		時間		0		
		(4/29～11/3) 06:00～18:00		時間		0		
	事務員	(4/29～11/3) 06:00～18:00		時間		0		
				時間		0		
	社会保険料		1	式		0		
	労災保険料		1	式		0		
***人件費計***						0		
需用費	消耗品	肥料 堆肥、化成肥料						
		芝種子						
		農薬・除草剤						
		車両等消耗品						
		利用券ホルダー						
		携帯用鉛筆						
		管理棟消耗品						
		作業機械消耗品						
	小計							
	燃料費	ガソリン						
		混合油						
		軽油						
		灯油						
	小計							
	光熱水費	電気料(オンシーズン)						
		電気料(オフシーズン)						
		上下水道料						
	小計							
	修繕費	作業用機械修繕費						
		施設修繕費						
	小計							
	印刷費	パンフ、スコアカード、利用券等						
	小計							
***需用費合計***						0		
役務費	通信費	電話料(オンシーズン)						
		電話料(オフシーズン)						
***役務費合計***						0		
使用料及び 賃借料	NHK受信料							
	プレハブ賃借料							
	軽トラック賃借料							
***使用料合計***						0		
原材料費	黒土							
	目土用黒土							
***原材料費合計***						0		
***合計***						0		

## ○上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例

平成 14 年 9 月 25 日条例第 18 号

## 改正

平成 16 年 3 月 22 日条例第 15 号

平成 17 年 9 月 20 日条例第 25 号

平成 20 年 6 月 19 日条例第 17 号

平成 22 年 3 月 25 日条例第 1 号

## 上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例

(目的)

**第 1 条** この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、上富良野町パークゴルフ場（以下「パークゴルフ場」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

**第 2 条** パークゴルフ場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
上富良野町パークゴルフ場	空知郡上富良野町基線北 27 号

(管理)

**第 3 条** パークゴルフ場は、上富良野町教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する。

(使用許可)

**第 4 条** パークゴルフ場を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用条件の変更、使用の停止又は使用許可の取消しをすることができる。

- (1) この条例の規定又は使用の目的に違反したとき。
- (2) 災害、その他の事故により使用できなくなったとき。
- (3) 公益上等の理由で委員会がやむを得ないと認めたとき。

(使用の制限)

**第 5 条** 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を拒否し、又は施設の使用者に退去を命じることができる。

- (1) 秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設及び設備器具を損傷するおそれがあるとき。



(3) 前各号のほか、パークゴルフ場の管理上特に支障があると認められるとき。

(行為の制限)

**第6条** パークゴルフ場において行商、その他これに類する行為をしようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者が、許可を受けた事項の変更をしようとするときは、あらかじめ委員会に変更の許可を受けなければならない。

3 委員会は、第1項の行為がパークゴルフ場の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、前2項の許可を与えることができる。

4 委員会は、第1項又は第2項の許可にパークゴルフ場の管理上必要な範囲で条件を付することができる。

(目的外使用の禁止)

**第7条** 使用者は、許可を受けた目的以外にパークゴルフ場を使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(使用の期間等)

**第8条** パークゴルフ場の開設は、別表1で定める範囲内とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が管理運営上特に必要があると認めるときは、パークゴルフ場の開設期間及び使用時間を変更することができる。

(使用料)

**第9条** パークゴルフ場を使用する者（以下「使用者」という。）は、別表2に定める使用料を納付しなければならない。

2 第6条第1項の許可を受けてパークゴルフ場を使用する者は、別表3に定める使用料を納付しなければならない。

3 使用料は、使用許可の当日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

**第10条** 委員会は、委員会規則に定める基準により使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

**第11条** すでに納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 不可抗力によって使用できなくなったとき。

(2) 委員会が使用の許可を取り消したとき。

(3) 使用者が使用しなくなったとき又は使用を変更した場合において委員会が還付することを適当と認めたとき。

(指定管理者による管理の代行等)

**第12条** 委員会は、法第244条の2第3項の規定に基づき、パークゴルフ場の管理を法人その他の団体であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合（以下単に「指定管理者に管理を行わせる場合」という。）においては、第4条から第6条、第15条及び第17条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替え、本条例（第9条から第14条までを除く。）中「使用」とあるのは「利用」と読み替えるものとする。

（指定管理者が行う業務）

**第13条** 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- （1）パークゴルフ場の利用許可に関する業務
- （2）パークゴルフ場の利用料金の徴収に関する業務
- （3）パークゴルフ場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- （4）前各号に掲げるもののほか、パークゴルフ場の管理に関して委員会が必要と認める業務

（利用料金）

**第14条** 指定管理者に管理を行わせる場合において、利用者は、パークゴルフ場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納とすることができる。

2 利用料金の額は、第9条に定める使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ委員会の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。

3 委員会が適当と認めるときは、利用料金は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として收受させることができるものとする。

4 指定管理者は、委員会が定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、委員会の定める基準により、その一部又は全部を還付することができる。

6 第3項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合には、第9条から第11条までの規定は適用しない。

（特別の設備）

**第15条** パークゴルフ場に特別の設備を設置しようとする者は、第6条第1項又は第2項の許可申請にあわせて委員会にその許可を受けなければならない。

2 使用者は、パークゴルフ場の使用を終ったときは、直ちに前項の許可を受けて設置した設備を撤去しなければならない。

(原状回復の義務)

**第16条** 使用者は、使用を終ったとき又は第4条第2項の規定により使用の許可を取り消され若しくは使用を停止されたときは、速やかに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

**第17条** 使用者は、故意又は過失によって、パークゴルフ場の施設設備等をき損し、若しくは滅失したときは、これを原状に修復し、又はその損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない事由があると認めるときは、委員会はこの額を減額又は免除することができる。

(委任)

**第18条** この条例の施行に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正)

2 議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例(昭和62年上富良野町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(30) パークゴルフ場

**附 則**(平成16年3月22日条例第15号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**(平成17年9月20日条例第25号)

(施行期日)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**(平成20年6月19日条例第17号)

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

**附 則**(平成22年3月25日条例第1号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表1（第8条関係）

## パークゴルフ場の開設期間及び使用時間

開設期間	4月29日から11月3日まで
使用時間	午前6時から日没まで

備考 開設期間及び開設時間は、施設内に表示する。

別表2（第9条関係）

## パークゴルフ場使用料金の範囲

使用区分		使用者区分	
		圏域内在住者	圏域外在住者
高校生以下	一日券	100円	150円
一般	一日券	300円	500円
	回数券（15枚）	3,000円	4,500円
	シーズン券	10,000円	15,000円
用具貸出（クラブ・ボール1セットにつき）		200円	

備考 1 シーズン券の有効使用期間は、当該年の4月29日から11月3日までの間とする。

2 用具貸出は、クラブ及びボール1つずつを1セットの単位とし、いずれかの場合は1セットとして扱う。

3 別表1に定める開設期間以外の使用料金の範囲は、1日券及び用具貸出のみとする。

4 表中「圏域」とは、本町及び富良野市、中富良野町、南富良野町、占冠村をいう。

別表3（第9条関係）

## 第6条第1項の行為の許可による使用料

単位	期間	金額
面積1㎡	1月	1,575円
	1日	84円

備考 1 面積1㎡未満の端数は、1㎡とみなす。

2 電気設備又は水道設備を使用した場合の使用料の額は、本表の使用料の額に電気若しくは電力料金又は水道料金に相当する額を加算した額とする。